**大阪府地域福祉推進審議会　令和５年度第1回地域福祉支援計画推進分科会**

**議事概要**

日時：令和５年８月22日（火）　午後３時から午後５時まで

場所：ホテルプリムローズ　鳳凰西

議題：１．第４期大阪府地域福祉支援計画＜中間見直し＞の令和４年度の取組状況

２．第５期大阪府地域福祉支援計画の骨子案について

３．今後のスケジュール

４．その他

＜会長＞

議題の順番ですが資料4の今後のスケジュールについて先にご説明いただいて、これからどんな審議をしていくのか、今日はどの位置にあるのか確認して審議に入りたいので、まずは事務局から今後のスケジュールの説明をお願いする。

＜事務局＞

資料４ 策定スケジュールについて説明

＜会長＞

本日は、12月に検討する素案の前段となる骨子案を検討するということで、よろしくお願いする。

では、議題１の第4期大阪府地域福祉支援計画中間見直しの令和4年度の取組状況の報告をお願いする。

＜事務局＞

資料1 第4期大阪府地域福祉支援計画の令和4年度の取組状況についての報告

＜会長＞

質問のある方はいますか。

* 質問なし

＜会長＞

次の議題に移り、第5期大阪府地域福祉支援計画の骨子案について事務局に説明をお願いする。

＜事務局＞

資料2 第5期大阪府地域福祉支援計画の構成について説明

資料３ 第5期大阪府地域福祉支援計画の骨子案について説明

＜会長＞

本日欠席の委員から事前にご意見を預かっているので、事務局からお願いする。

＜事務局＞

一つ目、地域における権利擁護の推進について、中核機関等の体制整備により、必要な方に適切な支援を届けられるようにするという方向性はそのとおりである。

日常生活自立支援事業の待機者解消については、予算や人をつければ解決できるものではなく、関係機関との連携や、担当者間での制度利用認識の共有などが不可欠であることから、分かりやすい事例の紹介をお願いしたい。

2つ目、地域福祉のコーディネーター（CSW等）との協働についてです。CSWの配置人数は、平成28年から10年近く横ばいの状況が続いている。市町村でCSWの配置がなかなか進まない中、各コーディネーターの連携を進めていくということが大切になってくるので、積極的に取り組んで欲しい。

＜会長＞

では、章ごとに分けて、質問・意見を聞いていく。

資料２ 右側の表「第５期大阪府地域福祉支援計画」の第1章と第2章をまとめて先にお聞きして、3章は、具体的施策が四つに分かれておりますので、施策ごとにお伺いする。

＜会長＞

まず私から、1ページの地域福祉の推進原則「ソーシャル・インクルージョン」が、社会的包摂とはかけ離れた表現になっておりますので事務局からコメントいただきたい。

あと、2ページの地域福祉を取り巻く状況の変化の、（4）新型コロナウイルスの感染拡大ですけれども、ここに新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会環境の変化に合わせた新たな取組みの検討が必要と書いているが、これから新たな感染症が出てきたときを見据え、新型コロナウイルスだけの表記でいいのかは、各自治体の計画で言われていることなので、これに対するコメントを事務局からお願いする。

＜事務局＞

ソーシャル・インクルージョンの表現は、素案の段階で修正させていただく。

新型コロナウイルスの感染拡大については、コロナだけでなく、今後、同じようなことが起き、対面や集合ができなくなっても、様々なツールによる地域活動の継続について計画の中で盛り込んでいきたいと考えており、表記は検討する。

＜委員＞

最初に指摘のあった1ページの地域福祉推進の原則の（1）「人権の尊重と住民主体の福祉活動」で、全住民が、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者など（略）とあるが、「同和問題」の後に、女性、子どもという人の話が「や」で結ばれている。日本語としてややおかしく、「問題」という言葉を使われるとしたら障がい者問題にされるか、同和問題を「人」を表す言葉に入れ替えられるか、工夫していただいた方がいい。

コロナウイルスはパンデミックっていう言葉の方が適切だと思う。良し悪しはあるがオンラインも一つのあり方として大事だと思うので、例えば、パンデミックを契機にした生活様式の見直しとか新しい生活様式のあり方といった社会環境の変化という言葉を入れた方がいい。

＜委員＞

2ページの第5期の計画の位置づけと計画期間のところで、高齢者計画の３年と障がい者計画の６年スパンに合わせて地域福祉支援計画を6年にし、かつ、共通の項目については連動させるということなので、それぞれの計画を参照したときに、高齢者計画、障がい者計画とどう連動しているのかということが一つの計画を見ても関連計画が紐づいているような表現を意識することが大変重要。意識をすることを素案に落とし込めたら、期間を合わせることがとても有効に生きるのではないかと感じる。

＜会長＞

ここは非常に重要で、計画を合わせているか、いないかで自治体格差が出てきている。都道府県計画で市町村へどこまで反映できるか分からないが、包括的な支援体制は、計画でも合わせていくということ。

＜委員＞

地域福祉の取り巻く状況の変化の（4）新型コロナウイルスの感染拡大で、感染拡大で色々な問題が起こったけれども、地域福祉計画のところで、地域において感染拡大によってどういうことが問題であって、地域住民同士が支え合いを地域で一緒にやっていこうというところで何が課題して浮き彫りになったのか。

＜事務局＞

感染拡大により対面が制限され、地域でこれまでやっていた活動ができなくなったというのがある。ただコロナが収まって対面の活動が戻ったかと言うとそうでもなく、活動の必要性への理解が住民の中でなかなか元に戻っていないのではないかとの課題もお聞きしているところ。活動を守る意味においても、パンデミックの中でも支え合う関係性、気に掛け合う関係性を何らかの形で続けていくことが必要ではないのかと考えて入れた。

＜委員＞

説明を聞くと分かるが、一般的にコロナウイルスの感染拡大で病院が逼迫している問題とか、色々あって地域福祉計画と馴染むものなのか印象を受けてしまった。コロナウイルスの感染拡大で、繋がりが希薄化になったとか、対面での活動が乏しくなって閉じこもる方が増えてきたといったところから新たな取組みの検討となるのだろうが、きっかけとなった原因であるコロナウイルス感染拡大による地域課題の説明に入れることで、どういった支援が必要なのかを考えていけると思う。

＜会長＞

次回、記載をお願いする。人の繋がりだけでなくて、生活困窮者の変質が各自治体で起こっている。貧困化の問題と繋がりの問題の二つが地域福祉に影響していることだと思うので、そういうことを書いていただくということ。

次、第３章の３～8ページまででいかがか。

＜委員＞

「地域における権利擁護の推進」で、第４期では具体的施策の一つに権利擁護の推進というのが上がっていたが、第５期では、セーフティネットに含めるということになっており、一体的な取組みとしては良いと思うが、大項目から、小項目になったことで、これからすごく重要になる権利擁護の推進が、弱く見えないように、この部分をしっかりと重層的支援体制整備事業と一体的に進めるっていうことを強調して書き込んで欲しいというのが一つ目の意見。

それからもう一つ、第5期の目標・指標で、成年後見制度の担い手確保で、市民後見人と法人後見人をはっきりと打ち出しているが、成年後見の活動している方々や仕事をしている方々と話をしていると、市民後見人が担当できるケースは、比較的落ち着いているもので、今、現場では、どこも引き受けられない非常に複雑なものをどう調整するのかですごく悩んでいた。担い手ということだけで市民後見人が増えたらいいというような感じにならないよう意見として言っておく。

その意味では、中核機関、要は地域連携ネットワークをどう作るか、弁護士会、司法書士、社会福祉士会等々が鍵になると思うので、大阪は中核機関の整備状況が遅れ気味ということも聞いているので、ここをしっかりと取り組むことが大事だと思う。

＜会長＞

少し重ねる。重層的支援体制整備の総合相談と権利擁護を並列にしたというのは非常に意義があって、各市町の地域福祉計画は並列で書いている。並列で書いているけど、総合相談体制と中核機関の連携が検討されないまま並列になっている。だから、大阪府が並べるということであれば、各市町の地域福祉計画にも、この二つの関連性を意識してほしいという問題提起の記述があればと思う。

市民後見人は広い意味で、後見にならなくても権利意識の視点を持った市民人材を育てて、色んなところで活躍するとか、どう幅を広げて市民後見人を普及していくのかは各自治体が考えるべきところで、そういう検討が一緒にできればいいかと思うが、事務局は、今は答えにくいだろうから、また考えておいて欲しい。

＜委員＞

7ページ「ヤングケアラー支援」で、今後の方向性を2点あげており、また、目標として2029年に全市町村に相談窓口を設置するということだが、今後の方向性で、もう一つ記述がいるのではないかと思う。調査と市町村職員研修だけでは相談窓口を設置しても、具体的な支援やサポートが進んでいかないと、先行して取り組んでいる団体や施策を見ていると感じる。例えば、行政内でいうと、教育や男女共同参画の部署とか様々だと思うが、行政内連携に加え、民間の団体、民間企業と連携を進めて、相談対応に当たるような方針をセットにしておかないと、窓口を設置したら完了というのはまず無いと思うので、そこまで踏み込んで記載することはできないのか。

＜事務局＞

窓口を設置して全てが整うとは思っていない。まずは全43市町村、早期発見が一つの大きなテーマである。早く発見して、次どこに繋ぐのか、それがよく分からないといった意見が実態調査の結果でも出ていたので、まずはファーストステップとして窓口を設定したいということなので、委員のご意見を踏まえ、今後、記載内容について検討していきたい。

＜委員＞

ヤングケアラーを発見していきたいということだが、設置しても発見がなかなかできないというのがあって、自分でヤングケアラーですという子どもは少ないので、どう発見していくのかも含めて、相談窓口を設置しないといけないと感じている。相談窓口を設置しても、相談件数が少なかったり、中身を見ていくと支援している人が発見していたり、スクールソーシャルワーカーが発見して繋げたりしているので、全市町村の設置は大事かなと思い、設置後の話をお伺いしたのだが、設置するときの体制も大事なのかなと思うので追加させていただく。

＜委員＞

第3章の包括支援体制のところで、縦割りだった支援が当事者を中心とした包括的な支援へ、としているが、その後で「ひきこもり」、「ヤングケアラー」と対象者別に結局なっている。ヤングケアラーなら親の大変さだとか、ひきこもりなら孤立や生活困窮とすごく連携していると思う。せっかくなので、これを包括的にするところも必要なのではないかと思うが、一つ一つの施策をまとめるところは少し弱いという気がする。

権利擁護のところにも包括的に見る視点が入ってくると、コーディネーターの養成で包括的に見るということが推進されるのではないか。

＜会長＞

私の方からも3ページの包括的な支援体制という表現のところで一つ。整理して書かれており、分野横断的な連携ということだが、この連携の主たるものは庁内連携と多機関協働である。表現的に庁内連携が欠けていて、包括的な支援体制の1番の眼目は庁内連携なので、明確に庁内連携を書くべきだと思う。意見と質問を兼ねて、住民との協働が書かれているが、庁内連携が消えており、ぜひこれは入れていただきたいが如何か。

＜事務局＞

庁内連携を進めていきつつ、地域住民との協働も進めていくことを、素案には入れていく。

＜会長＞

行政も委託先の民間の相談員も、国が縦割りの属性別の法律を変えないままに横断化をしなさないというこだから、そこが課題になっているので、ぜひ、記載をお願いする。

＜委員＞

ヤングケアラーの話が出たので。（現在の議論で）欠けているのが、ケアを受けている人の話。例えば、学齢期の子が、親に精神障がいとか、あるいは身体障がいでかなり重度になった方を介助、介護している想定ができると思う。だが、障がいを持っている親の観点からすると、我が子に負担をかけて育ててもらうことは非常につらいことだと思う。見方を変えると、障がい福祉分野の、広い意味での「親なき後」の問題でもある。障がい児の親ではなくて、親で障がいを持っている人たちが、子育てをどうするかって話にも繋がる。ですから視点を変えるとヤングケアラーは、単にケアをしている人の話でないことがわかると思う。これは、先ほど指摘のあった他分野の計画とどう繋げるのかという話と関連すると思う。会長がおっしゃったように、庁内連携がないと、全然進まない話。ヤングケアラーのケアを受けている人の話は、障がい者あるいは高齢者かもしれないが、隣接分野に非常に繋がるということを申し上げたいと思う。

＜会長＞

地域福祉支援計画で個別の課題を出していく意義をちゃんと踏まえて位置付けていかないと、他にもっとあるのになんでヤングケアラーだっていうことになる。ヤングケアラーが今まで認識されていなかったことや、横断的な連携の問題が見えてくるということが地域福祉における意義である。「ひきこもり」も同じで、取り上げる意義を出せると良い。

＜委員＞

4ページの重層的支援体制整備事業の推進で、市町村で推進するときに特に子どもの分野が別ごとのように感じている自治体が結構あり、重層的支援体制整備事業と子どもの分野、要対協との結びつきが分からない、どう繋げればいいか分からない市町村が結構いるのではないかなと思うので、庁内でどうしっかりとやっていくのかも、何か書けないか。

＜事務局＞

子ども分野が福祉部局ではなく別の部局に所属していて庁内連携が難しい自治体もあります。難しいながらもやはり重層事業を進めていく上でも、子ども分野と一緒にやっていくことは非常に大切なことなので、４分野を一緒にやっていくというところを重層事業の推進の中で入れるようする。

＜会長＞

どこの自治体でも住民の関心は、今後10年は子どもの問題です。地域福祉は横断的で、次世代が育つ子どもの問題を地域福祉の中でもどれだけ重点に置くかどうかという議論が一つ。

それから重層事業は制度の狭間の相談をやって、行き着くところは2大課題で、一つは子どもの問題と精神疾患をお持ちの方に関わり続ける問題、この二つが一番現場で困っている。子どもの問題は要対協までいったら、行政内の連携だが、子ども相談で、要対協以前のもう少し前段で、地域と教育と福祉が連携できるというところを進めていくのが地域福祉で、それをどう重層の中で支援会議とかを使ってやっていくのかどこの自治体も出てきている問題。

＜委員＞

庁内での支援会議などでは、子ども部局も社会福祉部局も障がい部局も教育部局も一緒に連携をとりながら、個々の案件についてどう支援するかという協議を行っている。実際の現場としては全く別の問題という形で捉えているということではないと考えている。

＜会長＞

今、自治体は、子どもの相談を教育とくっつけたことによって他の福祉から離れていく自治体と、一緒にやっている自治体と二手に別れている。離れないメッセージを出すということか。

＜委員＞

子どもを福祉が持っているところと、教育委員会が持っているところで、ずいぶん色が変わってきていて、今、教育が持っていたところが福祉に戻すような動きも部分的には出ているのだが、そこでずいぶん状況が違う、見えているものが違うなという感じがするので、その辺りをどうやっていくのかすごく難しいなと感じている。

＜会長＞

キーワードは教育と福祉と地域です。この三位一体の支援の連携がどうできるかというのが地域福祉らしいところだと思う。次の具体的施策２について如何か。

＜委員＞

10ページの「民生委員」になる。推薦要件を緩和し、担い手確保をするということで今後の方針にある推薦要件の見直しが、具体的にどういうことか教えていただきたい。

東京や兵庫は、協力員制度という形で、民生委員をフォローする人を同じ地域で持っており、民生委員の仕事の軽減や、協力員が逆に民生委員になられる場合もある。東京は大阪と同じように民生委員の数が少なくなっているので、1人の方が２つの地域を持ったり、欠員のところを持つのではなく、３つの地域を2人で持つとか、あるいは５つの地区を4人で持つという形で、地域を共同して一つのグループとして考えて、仕事の軽減を図ることを具体的にやっている。大阪は、推薦要件の見直しをどのように考えておられるのか。

＜会長＞

併せて、ＩＣＴを活用した民生委員活動の負担軽減も事務局からよろしいか。

＜事務局＞

まず、推薦要件の見直しで、去年4月に75歳以上の方は1期だけ再選できる一方、市町村民児協の役員に就任できない、となっていたところを、「できるだけ避けること」ということで、改正をした。また、年齢要件をどうするかは引き続き情報収集し、議論をしていきたいと考えている。

さきほど委員からも、他府県の事例等もお示しいただいているので、今後の担い手確保の検討をしていく中で、府社協や民児協とも連携して、協力員制度やＩＣＴの活用はどのような形があるのか情報収集と必要な対応をしていきたいと考えている。

ＩＣＴを活用した負担軽減では、今年度から福祉基金を活用して４つの民児協で始まる。今のところはタブレットを導入いただき、初歩的なところで使い方を慣れていただくところからのスタートだが、使い方に慣れていただき、これまで集まって会議をしていただいていたが、家の用事がある方とか、働きながら民生委員やっている方とか、お時間がない方もいるので、タブレットでのウェブ会議や、資料も一つ一つ民児協の事務局が印刷して郵送や配布していたのを、データ上で迅速に情報共有ができる取組みを今年度からスタートしていただいている。そういう活動状況を今後、効果や課題を見極めて、拡げていきたいと考えている。

＜委員＞

タブレットを使うことだが、大阪府民児協連の会長連絡会議で議題になった。会長だけでも導入したらということだったが、まだガラケーという会長が何人かいる。私もＬＩＮＥで連絡しているが、10人のうち1人だけＬＩＮＥが繋がらない、これで2度手間になる。だから、全員がやって初めて使える。

それとタブレットの使い方について、例えば民生委員は活動報告を毎月出すので、それをアプリでしたら、小学生でも使えるタブレットもあるので、民生委員も平均年齢67歳ですから、もっと簡単に使えるようなアプリにするようなことを、大阪府の方には、タブレットを使うことは大変お金がかかるものなので、予算面でも考えていただけたらありがたいと思う。

＜委員＞

9ページのCSWで、第5期の目標のところで2029年160名となっていますが、小中学校の統廃合等で160に減ると理解をしたらよろしいか。

＜事務局＞

配置人数の目標を政令・中核市を除く全中学校区となっており、直近ですと吹田市が中核市になっており、その分を除き160になっている。

＜委員＞

中学校区に1人の方を配置するということだが、中学校区の世帯数で言えば、300人の中学校区も、800人の中学校区もある。だから1中学校区で1名ではなく、1中学校区が300世帯であったら1人、600世帯であれば2人という形で、世帯数割や人口割で、配置人数を決めていただく方がよりサービスが行き届くのではないかなと思う。

＜委員＞

10ページ「多様なボランティアの参加促進・機会創出」で、今後の方向性の二つ目にもＩＣＴの活用などとある。先ほど、民生・児童委員のところでの意味合いは教えていただいたが、ボランティアの参加促進のところでは、どのようなものを想定したか教えてください。

＜事務局＞

対面だけでなくオンラインといった多様なツールによる地域活動が生まれてきているので、地域の中にいる様々なニーズを持っている方がボランティアに参加しやすくなるような工夫ということで、ＩＣＴだけでなく多様な参加の方法を示していきたいと考えている。

＜会長＞

ボランティア活動の普及というのが、難しくなってきている。小地域の活動もそうで、社会構造の変化に対応するのは難しい。そのような方向は重要なところで、なかなか現場でも答えが見つかってないのではないか。

＜委員＞

そう思う。みんな働いているので、時間を割くということが。従来の、地域で本当に根差した活動、伝統的な活動というのか、会員になって、定期的な活動を前提とした日中の活動や会議というスタイルそのものを進化していく、多様なスタイルを見出していかないと働く世代の方たちの参加に障壁があろうかと思う。

難しいなと思いながら、どういうふうに支援計画でお示しできるのかだが、ツールの工夫ということに加えて、どこも担い手とか参加者とか定期的に活動する人を見つけていくことが非常に困難なので、活動のスタイルとか、運営の仕方そのものについて新しいスタイルを見つけていくことが必要で、そこを社会福祉協議会のボランティアセンターをはじめ、開発していくような、応援できるような視点で何か書き込めるといいと思う。

＜会長＞

そこは非常に重要で、みんなが壁に当たっているところで、次の社会をどういうふうに作っていけばいいのかという根底的なことである。他いかがでしょうか。

＜委員＞

ＩＣＴに関して整理を進めた方がいいと思う。

まずＩＣＴとは何を想定されているか、スマホで調べたのだが、意味がとても包括的で、先ほど意見があったガラケーもＩＣＴ。定義で解釈すると通信モードが違うだけであって、おそらくインターネットとか、防災無線も拡大解釈すればＩＣＴに含まれる。つまり、ＩＣＴ＝タブレット、スマホの４Ｇ、５Ｇではなくて、非接触型のネット回線等を使った活動というふうに解釈できる。さらにそれをどうするかについては２つあって、事務的なことをＩＣＴ化するということと、例えば当事者会議、セルフグループ的な座談会をオンラインでやるといったこと、手続き論と実際の活動とを分けた書き方が良いと思う。対面が一番心がこもっていて本音が話せてよい、オンラインはそうじゃないっていう話は今回のコロナウイルスでかなり崩れたので。

それからＩＣＴの怖さがあって、電気・電池がなかったらＩＣＴは鉄の塊で、東日本大震災でも歴史的にみても、紙が一番よく残っている。電子媒体やDVDは理論的にいうと何十年で磁気が無くなる。だから、ＩＣＴの意味合いと用途を分けて、アナログの良さを踏まえた、記述にしていただいた方が良いと思うので、次回の分科会ではその辺りをご検討いただきたい。

＜委員＞

10ページへの質問と意見。まず質問で、「民生・児童委員」と「多様なボランティアの参加促進」について、第4期では目標・指標の設定がなかったと思うが、第5期は新たに目標・指標を作ろうと思っているのか、第4期でなかったから「なし」なのか。

意見は、ボランティアというのは、ボランティアセンターに行くこともあるのですけれども、地域の自治会や町内会、ＰＴＡ活動にしても、変わっていくきっかけって、ボランティアのみんながこの指止まれでやっていくような仕組みに変えていくことが持続可能な社会、地域社会を作ってく中で重要だと思っている。実際に生活支援コーディネーターとか、社協のボランティアセンターのコーディネーターに聞いても、本当の意味でやってみたいとか、やらされ感じゃないところは次の基盤強化に繋がるので、すごく重要だと思う。コーディネーターと名前がついている人だけが増えるではなく、コーディネーション力がある人が増えていかないといけない。①地域福祉のコーディネーターのところにも絡むと思うのですけども、そういうのを打ち出していけないかなと思った。

＜会長＞

要するに専門職のコーディネーターは必要だけど、市民間でコーディネーションしていく繋げる人材みたいな、そういう市民を分厚くしていくイメージ。それが地域福祉の人材養成で、大阪府が直接、養成することはできないだろうけど、府内の市町の地域福祉計画で検討していただくということは、非常に重要かなということですね。

＜事務局＞

民生委員で今の段階で第5期に目標ということは、特段考えておりませんが、またご意見等を踏まえて考えていきたいと思う。

＜事務局＞

多様なボランティアの参加促進の第5期の目標だが、ボランティアへの参加促進であったり、機会創出はどういう形で進めていくのか示すのか非常に難しく、目標設定するには効果的な取組みと併せて方向性を示していく形になるかと思うので、ご指摘いただいた点について、検討してまいる。

＜委員＞

ボランティアについて意見で、地域住民のところで大人を想定されているのかなと思うが、子どもたち、学生は今後の担い手という意味で、入れていいかと思う。私が医療系の学校ということもあるかもしれないが、ボランティア希望者はすごく多くて、他の大学でも多いと聞いているので、それを組織化するなり、何か将来的に自分の自治体にある大学・高校の子どもたちをまず育てていければ、将来の担い手になるのではないかと思った。

＜委員＞

12ページの介護・福祉人材の確保の「現状の課題」、「今後の方向性」について、具体的に書かれていない気がする。令和4年度の取組状況では、色んな取組みをしている。マッチング力の向上事業や、参入促進などがあるので、（５期の）具体的施策には、色んな取組みをされた中からもっと力を入れていくことを書けないのかなと思う。介護人材の適正受入推進事業だったり、介護分野の就労・定着事業とかあるが、離職者が多いとか定着しないという事業所の課題もあると思うので、府としてそういったところまで踏み込めないのか意見として出させていただく。

＜委員＞

CSWの配置人数の推移について、横ばいがずっと続いているので、なぜ増えないのかを分析をしていただければと思う。もしかしたら、横ばいの数字が出ているので、配置目標は目標として置いておいて、「新」と書いているところに移っていこうとしているのかと思うのだが、そういう意味では、地域で活動する各コーディネーターと書いているとおり、色んな名前の付いた方が活躍されているので、機能・役割を理解するというのは、まずは整理が必要なのではないかなと思っており、そこら辺を踏み込んで頂けたらと思う。

＜会長＞

ずっと現状維持されている分析とか、CSWに対する認識とか事務局からあるか。

＜事務局＞

CSWの横ばいが続いている状況は、CSWの配置事業が始まってから、生活支援コーディネーターであったり、それ以外にもコーディネーターの役割を担うような方が配置されたりがあるのではと考えている。CSWと新しく配置が始まっているコーディネーターの役割、機能とかそういったものの整理が必要で、それを踏まえたうえで、CSWの配置促進も含め、今後どうしていくのか検討していかないといけないと思っている。

＜会長＞

では、具体的施策3と4について如何か。

＜委員＞

14ページの地域の多様な主体の協働のところで、たしか前回の分科会で複数の方が学校、教育機関との連携をおっしゃっていた。本文でもいいのだが、これから結構重要じゃないかと思う。というのは、高校で「探求」という科目が新しく始まった関係で、かなり高校で、授業の一環で地域と言われていて、高校生が地域に出かけていっている。先ほどの大学、短大、専門学校を含めて、支援する人というだけの意味ではなく、地域づくりという意味で、そういうところは重要だなと思う。

＜事務局＞

ここは民間との連携・協働というところを中心に考えており、地域の中での学校との連携も非常に重要なところだなと気付かされた。民間だけではなく、色んな機関と繋がり合うといったところも協働の中に入れていけたらと考えている。

＜会長＞

社会福祉法上、地域生活課題という法律用語になっていますけど、要は世帯としてみるということと、従来の介護・医療連携だけじゃなく、教育、居住、仕事それと孤独対策にとっての地域という、この四つを福祉制度間連携プラスαで明確に述べているので、法律上そうなっているから地域福祉支援計画はそういうことを明確に書いて、地域福祉計画で市町村がそこに拘って、検討していただくことはとっても重要。教育との連携は課題なので。

ちなみに、フォーマルサービスとインフォーマルサービスは、インフォーマルの方はサポートの方が良い。

＜委員＞

矯正施設への退所予定者の社会復帰の問題について、保護司の関係になるので大阪保護観察所のエリアになると思うので、府が記載するなら保護司会、あるいは更生保護女性会、協力雇用主会、BＢＳ会というような団体と連携していく、あるいは私は門真市で、門真市には協力雇用主制度があり、メンバーがいる。ですが、それと隣の大東市と門真市と繋がっていない。よく言っているのは、大阪府で連合会みたいな形を作って、協力雇用主会を大阪府で一つにすれば、1人の就職したい人がこういう仕事もあるということで紹介されるということをやっていけるのではないか。更生には就職する、家庭を持つが私の経験からして一番だと思うので、そういうところを考えていただけたら良いなと思う。

＜委員＞

併せて、矯正施設退所予定者等への社会復帰支援の中で、今後の方向性としまして、再犯防止推進計画において進捗管理を行っていくということで、実際にやられている人たちへのサポートとかであったり、更生保護と福祉という新たな分野でもあるので、課題とかこういうことをやっているよっていう啓発にも力を入れてくれると地域の方も受け入れしやすくなるのではないかと思う。

＜会長＞

それでは最後に全体に渡って、言い残したところはないか。

＜委員＞
3ページの図「包括的な支援体制のイメージ」ですけど、先ほどから教育が上がってきてはいるが、この中に教育がないので絶対に入れないといけないのではないかと思いながら聞いていた。教育委員会というと行政で、教育になったら外に出るので、すごく難しいなと思うが、いずれにしても教育は入れないといけない。ここではスクールソーシャルワーカーしが出てこないので、それでは足りないと思う。あと、障がい者の相談支援事業所で、ここも（児）者とか、子どもが入るようにしていただけると良い。

先ほど意見があったところで、多様な主体の協働で、民間ってなったときには、教育って入りづらいが、多様と考えたときにそれは絶対にいるなと思うし、市町村支援においても、せっかく公民協働プラットフォームへの支援って書いてあるが、その書きぶりが非常にあっさりしているので、もっとしっかり書いていただけた方がいいという印象を持った。

＜委員＞

市町村社協は色々な活動をさせていただいており、府の支援計画があって、地域福祉計画は市町村、活動計画は社会福祉協議会が作る。大阪狭山市は来年度策定で、私どもは、地域住民を大切にした計画を作らせていただいていて、各主体の役割の中で、地域住民が3番目に出てくるというとこに違和感というか、社会福祉法でも地域住民が一番初めに出てきている中で、この順番でいいのか疑問を感じた。

＜委員＞

14ページの福祉基金の活用で、市町村の皆さんがこの支援計画を見て、市町村で計画を作られる。福祉基金の民間提案分は置いといて、施策公募は府庁の各部署の公募だと思うが、市町村の施策公募のようなもので、地域福祉基金の有効な活用があればなと。なぜかというと、包括的な支援体制は、多職種連携と庁内連携といったときに、実践の場が、民間との連携も含めて、地域に生かされていくのではないか。福祉基金は府民の皆様から浄財をお預かりして、府内の地域福祉のために生かされるときに施策公募は結構重要だと思っていて、これが大阪府の各課の公募というところに制限されているのであれば、今回の第5期計画には入らないかもしれないけれど、基金の分科会にも参加している立場から、この地域福祉支援計画の5年後、10年後この浄財が生かされていくみたいな基金のあり方とか、使い方について見直しができるということだったら、計画との連動で民間のお金をどう地域福祉に生かしていくかっていう発想を持っていいのかどうか、質問である。

＜事務局＞

施策推進公募は、庁内での公募としている。今後、民間団体提案型もＰＲしながら、計画であれば多機関連携している団体への支援や、そういうコーディネートできるような団体への支援という形もあるので、委員の意見をいただきながら、活用をしていかないといけないと思っている。

＜会長＞

福祉基金だけじゃなくて、制度の狭間で主管課がない事業で必要な事業があるのだけど、それはそれぞれの課からは出てこない。

地域福祉で制度の狭間といっているが、本当はケアの狭間である。そこは第一線のケアの現場が受け入れないものを受け入れているわけで、政令指定都市では、30課3局に及ぶ。だから、一つの課からの提案では絶対出ない。そこで今、多いのは、家庭の子どもが警察に逃げ込んで一月預かって、児相も預かれないっていうケースがもう半数ぐらい占めているとか色々。

地域福祉計画では、一番重要なセルフヘルプグループだが、大阪はあんまり発展してない。それぞれの主管課がない、セルフヘルプの中間支援組織だから。なので大阪府の各課からそういう発想でない。でも一緒に考えていかないといけない、そんなことが広域的でもあるし、自治体の中でもそんな課題が絶対に埋もれているということで、一つの課からはでないのが地域福祉だろうということ。

＜委員＞

ＣＳWのソーシャルワークで、そういう人たちがソーシャルアクションを支援することはできるのか。

＜事務局＞

福祉基金の活用において、市町村が使いやすい市町村としっかり連携できるような取組みにも着目して活用いただくような形での働きかけをやっていきたいと思っているところ。そのためにも私達もどういった取組みが地域でなされているのかといったところをしっかり取材しながら、また、この地域福祉支援計画の中でコラムをたくさん取り上げて、市町村に紹介していきたいということで、今後、編さんを考えている。そういったところも含めて、しっかり市町村をバックアップできるような計画ができればと考えている。

＜会長＞

最後に、私から2点。

１つは12ページで、今後地域福祉人材を、専門職にも行政職にも地域にも作っていくっていう人づくりが非常に重要。ここでの地域福祉を担う多様な人づくりは、介護・福祉人材不足に対する対策と教育・保育人材不足に対する対策。地域福祉といえばCSWだが、非常に先駆的で制度の狭間に対する対応がないときにCSWという制度の狭間のワーカーを大阪府はいち早く設置した。これは、総合相談窓口がない時代にワーカーとして総合相談窓口を作ったようなものだが、重層事業は総合相談窓口を作ると失敗するということが言われていて、それはなぜかというと、そこに全部投げ込んだらいいだけだから。本当は高齢、障がい、児童、生活困窮等の第一線部署が何も言わずとも連携できて、漏れのない体制を作るのが一番理想。それで狭間がでればCSWも必要だけど、でもCSWに全部をまかせるのではなくて、全部の水準を上げるということ。だから庁内連携と多機関協働が必要だし、それができる行政職員養成と、高齢、障がい、児童の人たちが横断的に連携できる専門職養成をしないといけないのだが、今、縦割りだから、障がいでは障がいの研修だけするから、余計縦割りになる。私の関与しているところは、分野横断的に連携できて、住民と協働できる地域福祉人材養成を行政職員にも、専門職員もやって、全体の水準を上げている。こういう取組みをやっていかないと重層事業がなかなか前に進まない、連携というのは人なので。この地域福祉を担う多様な人づくりには、そういうことを書き込んでいただけたらありがたい。ただ府での養成は難しいので、市町村に考えていただける誘導の文言を入れていただきたい。

それと11ページ「災害時における避難行動要支援者に対する支援体制」で、私自身、本当に災害対策でこの表記でいいのか疑問があり、本日は時間がないので、あとで事務局に相談したいと思う。

それでは本日の議事については、終了とする。